

農業者の皆様へ

農業用廃プラスチックの適正処理について

農業用として使用を終えたビニールハウスのフィルムやマルチ栽培用ビニールフィルム、育苗箱や農薬のボトル等の廃プラスチックは「産業廃棄物」です。野焼き、河川や山林等への不法投棄等の不適正な処理は法律で禁止されていますので、農業者自らの責任で適正に処理しましょう。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第16条（投棄焼却禁止）

何人もみだりに廃棄物を捨ててはならない。何人も、法律に掲げる方法による場合を除き、廃棄物を焼却してはならない。

第25条（罰則）

5年以下の懲役、または1千万円以下の罰金またはこれを併科する。

農作物の除草剤の適正使用について

農薬を使用する場合は、農薬取締法を厳守し、適正に使用しましょう。ポジティブリスト制度（農薬が残留する食品の販売等を原則禁止する制度）が、平成18年5月から施行されています。病害虫防除、雑草防除については、農薬の使用量、希釈倍率、使用時期、使用回数を厳守しましょう。

また、農薬の飛散（ドリフト）防止対策について、一層の徹底を図る必要があります。

最新の農薬登録情報は、国の農林水産省ホームページ（農薬コーナー）から閲覧できます。

農林水産省農薬コーナー <http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

お問い合わせ先 石垣市農林水産部農政経済課（農産係）
TEL 82-1307（直通）